変わった。またはいまったなどがない。 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応等。領

> デザン 7年12 が 3 2 5 日 一般構規程第56号

(首的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24首閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構就業規則(平成15年10月機構規程第29号)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを首的とする。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

- 第2条 職員は、その事務では事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に管常生活では社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 職員は、前項の規定の実施にあたっては、別紙の第1から第3に示す事項に留意するものとする。

# (合理的配慮の提供)

- 第3条 職員は、その事務党は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過量でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。
- 2 職員は、前頃の規定の実施にあたっては、別紙の第4から第6に示す事項に留意する ものとする。

## (監督者の責務)

第4条 職員のうち、茶社課長相当職以上の地位にある者(職員給与規程(平成15年10月 機構規程第27号) 別表第1俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の等級が2等級 以上の職員であって、信規程第16条第2項の規定による職務の区分第1種艾は第2種に属する署。以下「監督者」という。)は、箭2条に掲げる事項に関し、障害を埋由とする差別の解消を推進するため、炎の答号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 首常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者から不当な差別的散扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等 があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、当該問題に迅速かつ適切に対処しなければならない。

### (懲戒処分)

第5条 職員が障害者に対し、不当な差別的散扱い、過量な負担がないにも関わらず 合理的配慮の不提供、支はその他の法、基本方針者しくは対応要領の規定に違反する行為 を行うた場合には、その行為の態様等によっては、職務上の義務に違反し、支は職務を 意った場合等に該当し、懲戒処分に付されることがある。

#### (相談体制の整備)

- 第6条 障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談 窓口を、以下のとおり設置する。
  - (1) 本社総務部総務課
  - (2) 各地方機関総務課
- 2 箱談等に対応する際には、性別、特齢、状態等にも配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の箱談整首に寄せられた箱談事例等は、順次蓄積を行うこととし、蓄積した事例は、箱談者の個人情報やプライバシーに配慮しつつ、関係者間で共有を図り、以後の箱談等において適宜活用するものとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

#### (研修・啓発)

- 第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な

事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ 研修を実施するものとする。

3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図るものとする。

# 南剿

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

強立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応望領に係る留意事項

#### だい なとう さべってきとりあつかい きほんてき かんが かた 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する文は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付きない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の空等を促進し、支は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的散扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務

「事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである

「流に留意する必要がある。

なお、この対応要領で「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に受すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の旨的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

# 第2 世当な理由の判断の視点

正当な理由に稍当するのは、障害者に対して、障害を理由として、) ・サービスや答種機会の提供を指否するなどの取扱いが客観的に見て正当な首的の下に行われたものであり、その首的に照らしてやむを得ないと言える場合である。機構においては、正当な理由に稍当するか塔かについて、個別の事業ごとに、障害者、第三者の権利利益(例: 安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等) 及び機構の事務・事業の首的・內容・機能の維持等の観点に鑑み、其体的場面や状況に応じて総合的・落観的に判断することが必要である。

職員は、並当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

なお、「蓉観筒に判断する」とは、主観的な判断に萎ねられるのではなく、その主張が落観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「蓉観性」が必要とされるものである。また、「正当な理由」について、拡大解釈を行ったり具体的な検討を行うことなく、例えば単に安全の確保などという説明のみでサービスを提供しないといったことは、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨を形骸化する対応で

あり適切ではない。

## 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的散扱いに当たり得る其体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的散扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている其体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている其体例だけに関られるものではないことに留意する必要がある。

## (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、楽訪の際に付き添い者の同行を兼めるなどの案件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、艾は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した艾は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務では事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表前があった場合において、その実施に伴う資祖が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な散組であり、その実施に伴う貧祖が過重でないものである。

一会理的配慮は、機構の事務・事業の首節・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の

提供を受けるためのものであること、事務・事業の旨的・内容・機能の本質的な変更には支ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる其体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、対方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が 長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮 に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表前に当たっては、其体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を答む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳、要約筆記等を介するものを答む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表前のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。) 等により本人の意思表前が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表前も含む。

なお、意思の表前が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を持っていない場合など、意思の表前がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明旨である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な報道に努めることが望ましい。

- 5 機構がその事務文は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、 提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を 受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供につ いて盛り込むよう努めることが望ましい。

#### だい かじゅう きたん きほんてき かんが かた 第5 過重な負担の基本的な考え方

がある。 過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況 に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ■務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度

なお、「過量な資担」とは、主観的な判断に萎ねられるのではなく、その主張が落観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「落観性」が必要とされるものである。また、「過重な負担」について、拡大解釈を行ったり具体的な検討を行うことなく合理的配慮の提供を行わないといったことは、合理的配慮の提供を求める法の趣旨を形骸化する対応であり適切ではない。

### 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過量な負担が存在しないことを前提としていること、また、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに であるものではないことに留意する必要がある。

# (物理的環境への配慮の具体例)

- 較差がある場合に、重橋子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープ を渡すなどする。
- 配架棚の高いデに置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を 分かりやすく教える。
- 首節の場所までの案的の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・ \*\*前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻回に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近に する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応懲亡の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器真を提供したりする。

#### (意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を開いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号 等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の首の前で示したり、分かりやすい記述で 伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった記慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに 具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、竹蓉が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語はさける、漢数字は 開いない、時刻は24時間表記ではなく至前・午後で表記するなどの配慮を登頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚では聴覚に障害 のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行をごがけるなどの配慮 を行う。

# (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を持つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を 入れ替える。
- 立って別に並んで順番を持っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該 障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い蓆を確保 する。
- 革前乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更する。
- 機構の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、 障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 施人との接触、多人数の中にいることによる繁張等により、発作等がある場合、当該 障害者に説前の主、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表文は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを を前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。